

岩手県都市計画審議会第2号議案

「産業廃棄物処理施設（北上市）敷地の位置について」の質疑に対する回答

質疑（要約）

議案書 21 ページ、7(2)④表における公害防止基準値の単位を説明していただきたい。

回答

1 単位「g/m³N」「mg / m³N」

読み：グラム（ミリグラム）・パー・ノルマルリッポウメートル

説明：「ノルマルリッポウメートル」とは、0℃1気圧の時の気体1m³を意味します。

排出基準は、排ガス1m³の中に含まれるばいじんの量で設定されていますが、排ガス（気体）は、温度、気圧によって大きく体積が変化するため、測定したばいじん等の量を0℃1気圧の時の体積に換算し、測定値を出します。

2 単位「K値」

読み：ケエチ

説明：「K値」とは、「排出が許容される硫黄酸化物の量（m³N/h）」を計算するための係数です。

K値は地域ごとに定められており、都市部ほどK値が小さく（許容される量が小さく）なっています。

例 東京都特別区等、横浜・川崎等など6地域：3.0

盛岡、宮古、釜石（※共に一部地域を除く）：14.5

その他の地域（※北上市含む）：17.5

硫黄酸化物は、排ガスとともに煙突から出て、少し上昇した後、希釈されて、離れた場所の地面に落ちてきます。煙突の高さや排出ガスの排出速度や温度等によって、地面に落ちる場所（煙突からの距離）やその濃度（最大着地濃度）は異なってきます。

このため、一律に、排出口（煙突出口）での基準を設けるのではなく、それぞれの施設構造や地域の特性を加味して計算することで基準値が決まります。

3 単位「ng-TEQ/m³N」

読み：ナノグラム・トキシック イクイバレンツ・パー・ノルマルリッポウメートル

説明：TEQ とは、毒性量を表すものです。

ダイオキシンには 210 の異性体が存在し、そのうち、最も毒性の高い 2, 3, 7, 8-TCDD の毒性を 1 として、他の異性体の毒性の強さを換算した係数が設定されています。

よって、5 ng-TEQ/m³N とは、「気体 1 m³中に、2, 3, 7, 8-TCDD なら 5 ng に相当する毒性のダイオキシン類が含まれている」という意味になります。

4 単位「ppm」

読み：ピー・ピー・エム

意味：主に環境中の微量物質の濃度を表すために用いられる 100 万分率を意味する割合（パーセント）で用いられる数値です。

例 1 ppm=0.0001%

補足

測定値の評価について、大気汚染防止法では、「ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（塩化水素、窒素酸化物等））の採取時期は一工程（焼却炉へのごみの投入から灰の搬出まで）の期間内とし、測定値はこの期間の平均値とする。」とされておりますので、基本的には、一工程の平均値を算出し、基準値と比べて評価することとなります。

従って、平均値の自主規制値であることから、24 時間連続運転の場合でも、適切な維持管理を継続することにより、自主規制値を下回ることは可能となります。

参考

7(2)④表

性状	名称	法の規制値	自主規制値
	ばいじん	0.15 g/m ³ _N 以下	0.08 g/m ³ _N 以下
	硫黄酸化物（K 値）	K 値 17.5 以下	K 値 9 以下
	塩化水素	700 mg/m ³ _N 以下	500 mg/m ³ _N 以下
	窒素酸化物	250 ppm 以下	230 ppm 以下
	一酸化炭素	100 ppm 以下	100 ppm 以下
	ダイオキシン類	5 ng-TEQ/m ³ _N 以下	3 ng-TEQ/m ³ _N 以下